

死ぬまで読書

弁護士 安部 千春



宗像高校時代

私は生きる道を探していた。受験勉強をしていたが、何のために大学に行くのかがわからなかった。

歴史の九大卒の先生に聞くと「そんなことは大学に入ってから考えろ」が答だった。

「何をいうか、俺は今どうして大学に行くのかを尋ねているのに」と納得できなかった。

私は授業に集中できず、よく学校を休んだ。

高校時代の愛読書は下村湖人の「次郎物語」だった。次郎の少年時代は映画化されて、小学校で見に行った。次郎物語は全五部で、次郎が成長し、青年時代にいかに生きるべきかを悩む姿が書かれていた。私はこの次郎の生き方に惹かれていた。

九州大学時代

何とか大学には合格したが、まだ生きる道を探していた。法律研究部に入ったが、この時代の法研はマルクスの「共産党宣言」、レーニンの「国家と革命」等の社会科学の読書会を開いていた。私は資本論の読書会にも参加し、資本論一巻を読んだ。

ロマン・ロランの「ジャン・クリストフ」「魅せられたる魂」、トルス



トイ「戦争と平和」、ロジェ・マルタン・デュ・ガール「チボ一家の人々」、アンドレ・ジイド「狭き門」、C・モルガン「人間のしるし」などの名作を読んだ。「鋼鉄はいかに鍛えられたか」「紅岩」などの革命文学も読んだ。

また、安保闘争で死亡した樺美智子の「人しれず微笑まん」、自殺した中核派の奥浩平の「青春の墓標」などの遺稿集も読んだ。

それでも私は無気力、怠惰だった。柴田翔の「されどわれらが日々」が芥川賞を取った。主人公が何事にも集中できず、白々とした感じに悩んでいた。私も何事にも白々とした感じひょうきん者の僕と何事にも熱意が起きない自分とがいた。私はこの白々とした感じは、多分一生続くの

だろうと思った。主人公の恋人の節子は最後の別れの手紙で「私は私を必要としている人のところに行きます」と教師になって東北に旅立った。

私は高校生の時から何度も死のうと思っていた。小説家の有名人は睡眠薬のプロバリンを飲んで自殺をしていたの

で、高校生の時同級生の薬局に行つて「プロバリンを下さい」と頼んだ。すると今橋さんという同級生は「安部さんはおかしいから、何をするかわからないので売れません」と拒否された。女子は人間をよく見ている。やむなく隣の福岡町の薬局に行つて、プロバリンを買って持っていた。

しかし死ぬ勇気もないので、死ぬなかつた。やむなく「三〇歳まで生きてみよう。三〇歳になって何もなかったら、それから死んでもいいではないか」と考えた。

三〇歳になった時、私は弁護士になつていた。私のような者でも世の中の役に立つことがわかった。死ぬなどと考えることもない忙しい日々を送っていた。

次回に続く。

明治20年の 抵当権、仮差押登記

弁護士 横光 幸雄



はじめに

今年(明治一五〇年)であるが、明治の初めに法律はなかった。最初の成文法(法律第一号)は明治一九年に制定された登記法である。民事手続に関する民事訴訟法の制定は明治二三年、実体法である民法・商法の制定は明治三〇年代である。手続法も実体法もなかった時代であったにも拘らず、相談者の持参した登記簿には、乙区欄に明治二〇年二月一〇日設定の抵当権、甲区欄に同年九月二七日小倉区裁判所仮差押の登記があった。相談者はこれらの登記の抹消を依頼したいと言うのである。

登記法

明治一九年に登記法が法律第一号として制定されたのは、不動産の所有関係を明確にし、収税の目的を達するためであったようである。当時、実定法はなかったが法は存在した。法源は、太政官令や慣習法や条理である。

明治二〇年の登記には、債務者Aの所有権登記と、債権者BのAに対する貸金四九円、利息月一分三厘の抵当権設定登記が明記されていた。

小倉区裁判所の仮差押

明治四年に廃藩置県が実施された後、府県の裁判担当部門は順次中央の司法省に移管され、明治九年に各地の府県裁判所が地方裁判所に改められた。合わせて一〇〇円以下の民事事件等の軽微事件を取り扱う区裁判所も創

設され、小倉区裁判所が設置された。同裁判所は、債権者Cの申し立てにより債務者A所有の土地に対し、仮差押決定を下した。しかし、当時の裁判所は司法省の管轄下にある行政機関であり、三権分立、司法権の独立の保障がある現在の裁判所とは本質的に異なるものであった。

登記抹消手続

抵当権の抹消には、不動産登記法七〇条三項の休眠登記抹消制度を利用した。弁済期から二〇年を経過し、かつ元利金を供託した時には単独で抵当権の抹消申請ができるという制度であり、元本四九円と利息、損害金九九二円の合計一〇四一円を供託し、供託書を添付して登記申請し抹消を完了した。

仮差押登記の抹消は、登記が裁判所からの嘱託の形でなされているため、裁判所の取消決定がなければ抹消することができない。そこで、民事保全法三八条の事情変更を主張して貨幣価値の変化、物価の変動により保全の必要がなくなったことを理由に、取消決定を得ることができ、無事に抹消することができた。

もともとこの仮差押登記は旧登記法に基づくもので、民事保全法によるものではないので、その制度趣旨は同一との解釈が前提となる。(起訴前の保全処分は、明治二三年の旧民事訴訟法ではじめて制度化された。それ以前である旧登記法制定時には、起訴後に戸長役場に「公証猶予の申立」を行ない、

戸長が「公証してはならない」との指令を発することで処分禁止、仮差押の効力を生じさせていた。今回の相談者の登記は、「公証猶予の申立」によるものであった。

今回の事件を担当して資料収集に精を出した。最高裁判所の図書館に行く、明治文庫という独立のコーナーがあり、明治の初期からの資料が集積されていた。法務省の法務図書館には、太政官令がきちんと整理されていた。何よりも感動したのは元裁判官園尾隆司氏が書かれた「民事訴訟・執行・破産の近現代史」という労作である。この本は、江戸時代後期以降の民事手続の成立過程を、多くの史料を添えて丁寧に解説しており、明治以降の司法に携わってきた実務家たちの息遣いが聞こえて来るような内容で、西郷さんなどの明治維新の志士たちの「政治史」とは異なる、「司法・行政史」として秀逸であった。

おわりに

登記法が制定された今から一三〇年前の明治一九年は、私の祖父の生まれた年である。私が相続した祖父の土地を祖父は、どのようにして取得したのであるか。江戸から明治に変わる時代に、村の総有森を役所が取り上げること抵抗した本陣の跡取り半蔵の生涯を書いた島崎藤村の「夜明け前」や、近代所有権の生成過程を解明した川島武宜教授の「所有権法の理論」なども読み返して、私的所有とその歴史の意味をも再考させられた一件であった。

11年目の 「アンビリーバボー」



弁護士 東 敦子



2018年5月、1枚のFAXが届きました。フジテレビの「アンビリーバボー」からです。2007年の「北九州爪ケア事件」の取材要請。11年前の事件なのに？この事件は「看護師の上田さんが高齢者の入院患者の分厚く、鳥のくちばしのようになった爪のケアをしていたところ、『爪を剥いている』と勘違いされ、傷害罪で逮捕された」というもので、上田さんは102日間も勾留され、3年間も裁判をたたかって無罪になりました。私は弁護士の一人です。

上田さんと私は戸惑いました。事件当初、ワイドショーは「虐待看護師」と決めつけ、当初から無罪を主張しても「被告人は剥いていないと弁解している」と切り捨てられました。無罪判決が出て、報道はそのときだけ。連日「無罪でしたよ」とはしてくれませんが。実は九州朝日放送がドキュメンタリー番組を作ったのですが、深夜放送でした。だから、今でも「ああ、ひどい看護師さんがいた



事件でしょ」と無罪を知らない人もいます。というわけで、上田さんは「せっかく世間も忘れていたし、患者様やご家族、当時勤めていた病院のスタッフの皆さんにもご迷惑だろうから」と消極的でした。無理もありません。

しかし、テレビ局の方は「この事件は何だったのかを伝えたい」という熱意をもって北九州まで何度か来られました。「断られてもいい」という覚悟だったそうです。悩み続けた上田さんでしたが、今の勤務先をはじめとする周囲の方々からの励ましもあって、自分の言葉で11年前の事件を振り返る決断をしました。そして「一つお願いがあります。誰かを批判したり、悪者にしたりするような番組にはしないでください。みんな苦しんだのです」と言いました。

インタビューで、逮捕の日や、保釈された家族の元に帰ったときの話になると涙が止まらなくなりました。「もう時間も経っているし、大丈夫かなって思ってたけど、やっぱり泣いてしまった」と上田さん。いやいや、泣きますよ。そりゃ。二人で振り返りながら、看護協会の皆様、西岡清先生、川島みどり先生、荒井俊行弁護士、長崎修二先生、爪ケアの会の方々、本当にたくさんの方々が一緒に戦ってくださって「無罪」にたどり着いたことをかみしめまし

た。

番組の再現ドラマの中で、私は当時7年目の弁護士だったのに「若手弁護士」と表現されています。7年目なのに？というツッコミはどうかご容赦下さい。当時、看護の「か」の字もわからず、高齢者の爪のことも全く知らず、とにかく無我夢中で走ってきた私は「若手っぽく」みえてしまったのでしょうか。

上田さんは今も看護の現場でがんばっておられます。人生の中でこれほどのことを体験しても、前を向いて信じる道を続けることができるんだ。そんな上田さんに出会えたことが私にとってのアンビリーバボーです。



自由って何だろう？



弁護士 溝口 史子



困った。事務所だより2018年夏号の原稿提出期限を4日も徒過している。

我が事務所では、毎年、盆・正月の年2回、皆様へのご挨拶を兼ねて、事務所だよりを発行している。弁護士は、皆、少なくとも1頁分の原稿を執筆しなければならない。テーマ選択は、基本的に各自の自由だ。

しかし、私にとっては、この「自由」という言葉が曲者だ。「自由」って何だ。

子どもの頃から、「自分を自由に表現しなさい」と言われるのが苦手だった。小学生の頃は、「自由帳」を持って余した。描きたいことなど何もない。周りの友達がお姫様の絵を描いているのを見ると不思議だった。その姫のイメージ、どこから湧いてくるんだらう。何か描くほかないときには、消しゴムや左手のデッサンをした。ストイックに取り組んだおかげで、陰影や質感の表現

はかなり上達した。「校庭で自由に遊びなさい」と言われると、体操座りして雲が流れるのを眺めた。感想文を書くのも苦痛だった。自分の気持ちやイメージを形にし、それを他人の目にさらすのは、不安だった。



大人になると、さらにややこしくなった。自分が自由に書いたものを他人が読む。読んだ誰かを不快にさせないだろうか。読んだ人は私のことをどう思うのか。考え始めると文字も書けない。慎重と言えば聞こえは良いが、単なる自意識過剰だ。我ながら面倒くさい。

弁護士になると、周りは皆、个性的で自己主張できる人ばかりだった。マイクがあれば何時間でも演説

できると豪語される方にも出会った。凄い。私には到底無理だ。自分のことを表現したいという意欲がないと、弁護士は務まらないのだろうか。

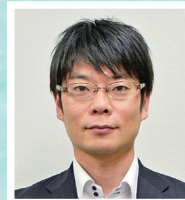
結論から言えば、この心配は杞憂だったように思う。弁護士の仕事には、依頼者の利益を実現するという目的がある。目的を達成するための沢山の選択肢(自由)の中から、正義、法律、コスト(時間やお金)を見据えて、依頼者と意見交換をしながら、よりよい方法を選択し、事件を進めていくのはやりがいがあるし、楽しい。自分の主張が周囲に与える影響について考え過ぎる癖も、悪いことではない。弁護士の仕事における自由は、フリーハンドな自由ではなく、責任を伴った自由なのだから。

ということで、自由に表現することが苦手だとしても、弁護士業務に支障はない。表現嫌いも私の個性だ。個性万歳。

さて、今回は、自由なテーマで雑文を書くのが苦手だというテーマでなんとか原稿を埋めた。しかし、これは1度しか使えないネタだ。半年後の正月号が思いやられる…。

カメラの楽しさ

弁護士 平山 博久



もともと僕は趣味が長続きしない性格なのですが、カメラ撮影だけはここ10年程飽きることなく続けています。今回は、その楽しさを少しだけ紹介しようと思います。

カメラは、閉じた状態のシャッターを開いて一定時間周囲の画像と光を取り込んで再度閉じる、という仕組みになっています。その、閉じた状態↓開く↓閉じるまでのうち、開いた状態でカメラに入ってきた光と画像が写真として記録されるわけです。

そしてカメラの明るさの考え方は、水とコップに良く例えられます。

あるコップ一杯に満タンになった水の量がその画像に適正な光の量(①)、蛇口からコップに注がれる水量/秒がレンズを通してカメラに入ってくる光の強さ(②)、蛇口を開けている時間がシャッターを開けている(光が入ってくる)時間(③)という例えです。

ですから、②昼間や明るい場所などレンズを通してカメラに入ってくる光が強ければ強いほど(蛇口を広げて強い勢いで水がコップに注がれる状態)③閉じた状態のシャッ

ターを開けて画像と光を取り込んで再度閉じるまでの時間を短くしないと(蛇口を早く締めないと)、①明るすぎて白飛びする(空だったコップに注いだ水が溢れる)。

他方、②夜間など周囲の光が少ない場所では、レンズを通してカメラに入ってくる光が弱いため(蛇口からチョロチョロとしか水が出ていないため)、③閉じたシャッターを一度開けて画像と光を取り込む時間を長くして(蛇口を開けた時間を長くして)、①適正な明るさになるまで光と画像を取り込む(コップ一杯になるまで待つて閉じる)必要があり、この光を取り込む時間が短いと光が足りず真っ黒い写真になって画像情報がない黒つぶれの状態(コップ

の半分程度のしか水が溜まっていない)となるという仕組みです。

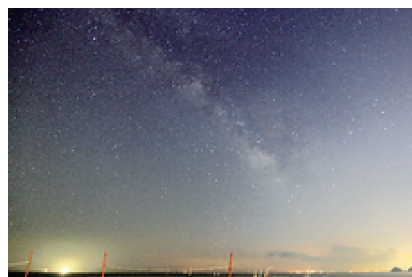
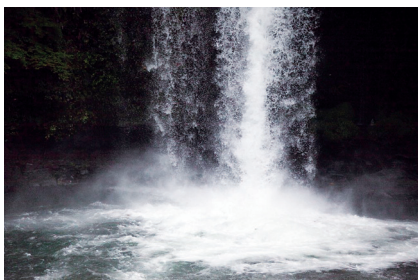
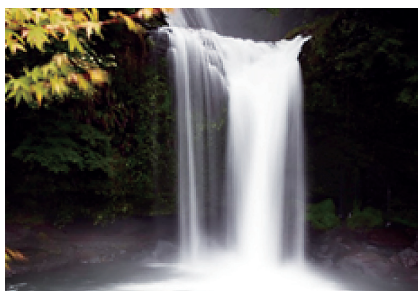
ですから、左のように滝を撮影するにしても、たくさん光を取り込む

設定でシャッタースピードを短くして瞬間的な水の飛沫が跳ね上がる瞬間を切り取ることもできれば、逆に光を少なく取り込む設定にしてシャッタースピードを長くして、水の軌跡を取り込んだ左のような画像を撮ることができま

す。なんか難しい...と思った方もいるかもしれませんが、今のほとんどのカメラは光の量、シャッタースピードを自動で調整してくれますので、全く難しくありません。

この仕組みさえわかれば、運動会の時などに、全力で走ったり、ジャンプしたりするお子さんやお孫さんをブレることなくピタッと止めて撮影することが出来ます。

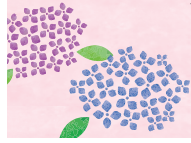
シャッタースピードと絞りを変更できるカメラには、スマホでは味わえない世界がありますので、ぜひ一度お試しください。



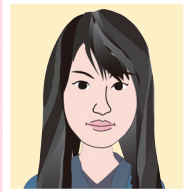
せん。ミラーレスの場合、パシャッという音がありませんが、基本は同じです。

右の画像は、北九州市内で撮影したものです。町が明るく長時間シャッターを開け過ぎると、画像が明るくなり過ぎて星の輝きが見えなくなるのが残念ですが、肉眼では見にくい天の川を映しこんでくれました。

迷子



弁護士 朝隈 朱絵



木曜の朝、自宅のすぐそばで、子猫が大声で鳴く声がしていました。「ママとはぐれたのかなあ」と心配していたのですが、その日の夜も、ずっと鳴きわめいていました。

翌朝、庭で子猫の姿を確認。まだ生後2カ月弱くらいのの、掌にのるくらい小さな小さな子猫でした。野良猫の子供なのか、人慣れしてなくて、人の姿を見ると慌てて、ちょこまか走って逃げます。母によると、結局、その日も1日中、大声で鳴きながらママを探しまわっていたとのこと。土曜も朝から大鳴きしながら近所をちょこちょこ歩き回っていて。エサや水や牛乳を庭に出していたのですが、全く減っておらず。まだ、お乳しか飲めないのか、何も飲み食いせず、暑い中、ずっと鳴きながらママを探しています。ガリガリに痩せて、目やにも出ています。物置の下に入り込んでいるところを覗くと、疲れ切った顔で目を閉じてじっとしていています。お腹もペコペコなはず。残りの力を一杯振り絞って鳴いていて、声もかすれ声になってきました。こんなにボロボロになってまで大きな声で鳴い



同じような経緯で我が家の一員になった猫

て、本当にママが恋しくて心細いのだろうなと、すごく胸が苦しくなります。

捕まえて、お腹いっぱいミルクをあげて、いっぱい抱きしめて安心させてあげたい！このままじゃ死んでしま

う！何としてでも捕獲しよう！と思いい、虫取り網を片手に、子猫を追いかけたのですが、身体が小さくてすばしっこいから、すぐに人間の入れない隙間や草むらに入ってしまったて、見失ってしまいます。父の魚釣り用の大きな網に持ち替え、隣の家の中学生の女の子やそのお母さん、近所の小学生の男の子たちも、捕獲作戦に参加してくれ、挟み撃ちしようとしたのですが、捕まらず…。

次の日は、野良猫捕獲用の罠まで仕掛けて、土日で絶対

に捕まえようと思っていたのですが、努力もむなしく、結局捕まらず…。子猫用のミルクや離乳食を買ってきて、なんとかこれだけでも食べて命をつないでくれたらと思いい、庭に出しておきました。みんな考えることは一緒で、近所の家の庭を覗くと、家ごとに、ミルクやご飯が置いてありました。

月曜の夜、帰宅した際に、かすかな子猫の鳴き声を聞いたのですが、それを最後に、声も姿も確認できなくなり、今日は木曜日。きつと、ママに再会できたか、誰か優しい人が拾って保護してくれているのだろうと自分に言い聞かせつつも。どこかに亡骸があるのではないかと、庭や近所を歩いて探しました。

1つ救いなのは、庭に出しているご飯が減っていること。他の野良猫が食べているのかもしれないが、あの子猫が、もう、お母さんは諦めて、自分で強く生きていこうと、前を向いてくれているといいなと思います。

久しぶりに、庭の隅にある、6年前に19歳で旅立った猫のお墓に手を合わせました。もう、こうなったら、神頼みな

らぬ猫頼み。

まだ生まれてたった2ヶ月くらいの小さな子猫があんなに頑張っている姿を見たら、自分の悩みや苦勞なんて、本当に小さなことに思えてきます。

最近、野良猫の虐待死が多発しているというニュースを聞きました。どんな苦勞の上にある命なのか、全く想像力のない人なのだなと、もう、言葉も出ない。うちの近所は優しい人たちがばかりで、すごく気持ちがあほりました。

庭には毎日、新しいご飯を出すから。はやく元気な姿を見せてね!!

今年下半期の目標

働き始めるまではペーパードライバーだった私ですが、最近の仕事での移動は殆ど車。運転は性格が出ると言いますが、せっかちな私は、ついついスピードを出し過ぎてしまい…高速でもだいたい、追い越し車線。同期から、「お前は考え方は左寄りやけど、高速では右寄りや！高速右翼!!」と言われてしまいました。今年下半期は、そんなに急がなくても良いように、余裕をもって行動し、安全運転を心がけたいと思います。

一口法律相談

弁護士 田邊 匡彦



相続法が改正されるということですが、
どのように変わるのでしょうか？

1 配偶者居住権の新設

現在国会審理中の改正相続法が成立することを前提に主な項目を説明します。改正相続法は公布の日から1年以内に(「来年には」)施行するとされています。

例えば、現行法では、夫が死亡し、妻と子供1人が相続人であり(「妻、子の相続分は各2分の1」)で、自宅土地建物(評価額2000万円)と現金預金(2000万円)が遺産であった場合、妻が居住している土地建物を取得すれば、現金預金はもらえないことになってしまいます。改正法では、「配偶者居住権」(生きている間無償で住み続けられる権利)が新設され遺産分割協議、遺言、裁判所の審判等によつて、所有権のうち「居住権」のみを相続することが認められます(その評価は妻の平均余命から計算されます)。居住権の評価額が1000万円であった場合、所有権を息子が取得すると現金預金のうち、1000万円を取得できることとなります。

2 住居の遺産分割からの除外

現行法では、生前贈与等がなされた住居は被相続人が遺言等で「住居は遺産に含まない」といった意思表示をしない

と、遺産分割の計算対象となつてしまい、上記1の事例で妻が2000万円相当の自宅土地建物の生前贈与を受けていた場合、遺産である預金2000万円は全て息子が取得することになっていました。改正法では、婚姻期間が20年以上であれば、生前贈与された住居は「遺産と見なさない」(持戻免除の意思の推定)こととなります。従つて、住居を生前贈与されていた妻は、預金2000万円のうちの1000万円を取得できることとなります。

3 その他の主な改正

(1) 自筆証書遺言の要件緩和等
パソコンでも自筆遺言証書の遺産目録を作成できるようになり、法務局が自筆証書遺言を保管する制度が創設され、この場合、家庭裁判所の検認手続きが不要になります。

(2) 相続人以外の者の貢献の考慮
寄与分権者対象外であった相続人以外の被相続人の親族(息子の嫁等)についても、被相続人の介護や看病に貢献した場合で一定の要件を満たせば、相続人に金銭請求できるようになります。

(3) 遺産分割前の生活費の仮払い
現行法では、遺産分割協議成立前には預金を勝手に引き出すことはできませんでしたが、生活資金や葬儀代などを一定の範囲内で引き出すことが可能になります。

(4) 相続の効力
遺言などで法定相続分を超えて相続した不動産は、登記をしなければ第三者に権利を主張できないこととなります。

(5) 遺留分減殺請求権の金銭債権化が図られます。

4 最後に

この他にも改正点があり、細かい要件の当て嵌めもありますので、相続については弁護士に相談されることをお勧めします。

法律相談(初回30分)を無料にしました。

月曜日 午前10時00分～午後7時30分まで

火曜日～金曜日

午前10時00分～午後5時30分まで

土曜日 午前9時30分～午前11時00分まで

日曜・祝日はお休みです

=相談予約受付時間= 相談は事前予約をおねがいします

平日(土・日・祝日を除く)午前9時から
午後5時までにお電話下さい。

TEL 093-642-2868



お知らせ

8月13日～15日は、夏季休暇のためお休みします。